

対面的対話における議事録

対面的対話における確認事項

No	書類名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
1	要求水準書	11	第1編 第2章	2.9	2.9.4	搬入及び来場者進入道路	「入札説明書等に関する質問書への回答 2 要求水準書に対する質問への回答 No.6」において、敷地南側道路の用途について、「主に緊急用ですが、保全緑地を地域のお祭り等で開放する際などに、資材搬入車両が直接乗り入れることも想定」とご回答いただきましたが、どのような緊急を想定されていますでしょうか。	災害発生時の避難者動線や緊急車両(救急車など)の通行を想定しています。
2	要求水準書	21	第2編 第1章	1.2	1.2.2	(3)搬入・搬出車両の最大仕様	表2-9 車両の最大仕様(現状)において、焼却灰、飛灰処理物搬出車両の軸距離をご教示ください。ごみ計量機の仕様は長さ【8.0】mとなっており、この寸法で十分であるかの懸念があります。	焼却灰、飛灰処理物の運搬は委託しているため、運搬車両の軸距離は把握しておりませんが、委託時に車両の仕様として「長さ7.5mのトラックスケールで測定できること」を規定しておりますので、現状の仕様としては、問題ございません。
3	要求水準書	34	第2編 第1章	1.4.1	-		既存施設とのごみ受け入れの切替時期について 試運転の期間は、受電後の単体機器調整、空運転の終了後からとし、乾燥焼き、負荷運転、予備性能試験及び引渡性能試験を含め、原則 150 日程度とする。破碎施設の試運転は原則 60日程度とする。 とありますが、 試運転期間中の十分ごみ量の確保を目的とし、新施設のごみの受入開始日以降は、市民搬入も含め、既存施設で受入していたごみをすべて受け入れるものとの解釈でよろしいでしょうか。	試運転期間中は、試運転に必要なごみ量は新施設へ搬入しますが、それ以外のごみ及び市民搬入は、竣工まで既存施設で処理及び受入を行うことを想定しています。
4	要求水準書	76	第2編 第2章	2.4.3	-	ダスト払落し装置	「本装置は、ボイラ及びエコノマイザに付着したダストを払い落す装置である。高圧蒸気のプロセス内利用節約の観点から(蒸気タービン発電量の増強)、蒸気によらない新技術(圧力波式、衝撃波式など)を優先して採用すること。」 とのご指示ですが、使用蒸気量の少ない定置式ストブローを採用することで、「蒸気式運転時の発電量の低下」と「衝撃波式の運転に必要なガス費用」を比較して、経済メリットがある場合には、ストブローを提案してもよろしいでしょうか。	市としては、高圧蒸気のプロセス内利用節約の他に、ストブローによるドレンアタックでの水管減肉等を懸念して圧力波式又は衝撃波式の優先採用を求めています。よって、これらの懸念が払しょくされるのであれば定置式ストブローの採用を妨げるものではありませんが、懸念の顕在化が懸念される場合は、圧力波式又は衝撃波式を優先して採用ください。
5	要求水準書	88	第2編 第2章	2.5.3 2.5.4		有害ガス(HCL、SOx、Hg)除去装置 ダイオキシン類除去装置	有害ガス(HCL、SOx、Hg)除去装置の活性炭供給設備と、ダイオキシン類除去装置の活性炭供給設備は、同じ薬剤を使用することから、共通の設備としてよろしいでしょうか。	それぞれの要求水準を満足する前提で提案を可とします。なお、活性炭、消石灰及び助剤(助剤は必要に応じて使用する場合)の各貯留サイロは2基づつ設置することとしてください。
6	要求水準書	93	第2編 第2章	2.6	2.6.9 (1)	場外余熱利用設備(場外電力供給)	場外への電力供給は、豊平・南清掃事務所及び保養センター駒岡が対象となっておりますが、地域の避難所として活用されている駒岡小学校に向けた電源取り合いを将来的な自営線活用も見据えて、敷地近傍に予め準備しておくといった提案内容について、貴市のご意見を受け賜りたいと存じます。	将来的な自営線活用が不明確であり、また、本市としては、今回の事業における駒岡小学校の避難所としての充実は求めるものではありません。したがって、提案を不可とします。
7	要求水準書	100	第2編 第2章	4.1.9	(5) ア	灰冷却装置	「焼却灰の冷却・加湿方法は半乾式法(灰押出装置)とし、搬出する焼却灰の含水率を低減すること(目標含水率 20 %以下)。」 とありますが、一般的な灰押出装置の加湿後の灰水分は灰性状の影響を大きく受けるため、目標値の20%、保証値の25%を常時遵守できない可能性があります。別方式の灰加湿を代替提案することは可能でしょうか。	要求水準書にある灰の水分の保証値(25%以下)は削除します。一方、「目標含水率20%以下」は要求水準書のとおりとさせていただきます。設計にあたっては、この目標を達成する内容をお願いします。なお、罰則規定は求めませんので、方式は要求水準書どおりの機種を選定してください。
8	要求水準書	117	第2編 第3章	3.2	3.2.2	(6)特記事項 キ・ス	入札説明書等に関する質問書への回答 2 要求水準書に対する質問への回答 No.61において、「放水銃を高圧洗浄装置と兼ねても良い」というご回答をいただきました。破碎施設についても同様の考えでよろしいでしょうか。	破碎施設については、消火用に放水銃、床洗浄用に高圧洗浄装置を設置してください。
9	要求水準書 入札説明書等に関する質問の回答	117 11	第2編 第3章 No.97 No.98	3.2	3.2.2 (3)(4)	プラットフォーム (5)ア	「面積4500～5000㎡に算定できるのは9.0m高さを確保している範囲」とのご回答ですが、プラットフォーム受入エリア以外のストックヤードや出口車路等については、9.0m高さに限定することなく、施設運営上、必要な高さを確保する計画でご提案できないでしょうか。必要高さまで抑えたことにより造り出された空間は、設備配置、見学者・作業員通路等に有効活用することが可能で建屋空間の効率的な利用が図れます。	提案を不可とします。

No	書類名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
10	要求水準書	117	第2編 第3章	3.2.2	(6) キ	プラットフォーム (土木建築工事に含む)	<p>破砕施設のプラットフォームの消火設備について</p> <p>要求水準書の 「プラットフォームの荷卸し・展開スペース 及び必要箇所には、走査型赤外線カメラによる表面温度監視装置と消火用の自動放水銃を設け、温度設定により自動的に放水運転可能とすること。」 とのご指示に対し、</p> <p>質疑回答のNo.99にて、 「自動放水銃と同等以上の機能を持つ機器類(複数種の組み合わせでも可)であれば提案を可とします。なお、設計段階において比較検討し、取り扱いを定めるものとします。」</p> <p>とご回答を頂いています。</p> <p>「同等以上の機能」は以下の通りの解釈でよろしいでしょうか。 ① 赤外線カメラ: 走査型赤外線カメラを広範囲赤外線検知器に変更し常時監視します。また、複数台設置エリア毎の検知とします。 ② 自動放水銃: 特定した位置の初期火災を消火できること。として、安全に配慮して放水銃を消火散水ノズルとします。</p>	自動放水銃と同等以上の機能を持つ機器類(複数種の組み合わせでも可)との解釈において提案を可とします。なお、実施設計時に消防等の指導が入る可能性があるため、その際は対応してください。
11	要求水準書	122	第2編 第3章	3.3	3.3.1	可燃性大型ごみ 剪断破砕機	<p>既設同設備の運転は、中央操作室の専用操作卓より実施されていますが、計画では安全性配慮から現場盤からの運転のみで考えております。要求水準書の操作方式にも特に記載はありませんので、入札参加者の提案と理解すればよろしいでしょうか。</p>	お見込みのとおりです。
12	要求水準書	130	第2編 第3章	3.6	-	搬出・貯留設備	<p>破砕施設の搬出ホップの運用について</p> <p>「貯留ホップの容量は10t深ダンプの積載容量を考慮し、一律25～30m3程度で計画すること。また、鉄とアルミについては、破砕工程で高温になるため、貯留ホップに一定量貯留した後に運搬車両で貯留ヤードへ搬送し、水噴霧等により冷却し、火災を防止する。」</p> <p>とありますが、十分な水噴霧による破砕物の冷却とホップ内の温度、発火管理が可能であれば、貯留ホップ内の貯留をメインとした運用を提案してもよろしいでしょうか。 搬出が円滑になるとともに、目標を絞った発火管理がしやすくなると思います。</p>	要求水準書で求める貯留ヤードの確保を前提としつつ、運用にて貯留ホップから10t深ダンプに直接積載する方法を採用するという解釈にて提案を可とします。
13	要求水準書 入札説明書等 に関する質問 の回答	141 13	第2編 第4章 No.118	4.1	4.1.3	特別高圧受変電・送電設備 (1)ガス絶縁開閉装置	<p>本設備は、電力事業者と協議を行い送電系統との連系に適した機器を構成し受変電室に設置とありますが、ガス絶縁開閉装置(C-GIS)は屋外でなく屋内の受変電室に設置し受電することによろしいでしょうか。過去に、敷地境界から50m程度の位置にガス絶縁開閉装置を設置するよう電力会社殿から指示があり、ガス絶縁開閉装置を屋外に設置した事例があります。電力会社殿との協議結果をご教示願います。</p>	協議継続中です。屋内に特高受変電室を設置する方向で協議しております。
14	要求水準書	147	第2編 第4章	4.1	4.1.7(4)	(4)低圧動力制御盤	<p>ウ 主要機器(収納機器1ユニットにつき)とあり、第1回質疑回答にてこの記述はコントロールセンタを想定しているとの回答ですが、コントロールセンタはイニシャルコスト、メンテナンス費用も高くなり、ユニットの製作納期が長いと、将来、短期間での増設、改造等の実施に影響がある可能性もあります。また、破砕設備では、各機器を連動で運転させるため、ユニットの交換は、コントロールセンターの場合でも操業の停止が必要となります。つきましては、イニシャルコスト、メンテナンス費用、省スペース化、将来の工事期間の短縮のため、コントロールセンターではなく、自立閉鎖型電磁集合盤としてよろしいでしょうか。</p>	コントロールセンター方式としてください。

No	書類名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
15	要求水準書 入札説明書等に関する質問の回答	149 14	第2編 第4章 No.130	4.1	4.1.9	非常用発電設備	質問回答No.130にて、 質問【「非常用電源設備は、非常用発電装置を兼ねたCGSを計画し、CGSで発電した電力を場内の消費電力の一部に充てることで、ごみ(バイオマス)を原料とした蒸気タービン発電機由来の売電電力量の増強を図る」とありますが、本記載を具体的な運用として解釈すると、「CGSの発電出力については、場内の消費電力の内、FITの認定発電設備(焼却施設のプラント動力)以外の消費電力を上限とする」との理解でよろしいでしょうか。CGSが非FITの消費電力を超え、FITの認定発電設備の消費電力の一部を賄うような運転を行った場合、バイオマス由来の高単価の逆潮電気に、非バイオマス由来の電力が混入する形になり、逆潮電力全量のごみ(バイオマス)を原料とした高価値の電力と解釈されない懸念があります。】 回答【経済産業省に確認中です。】とあります。 場内消費電力にて、CGSの発電電力が使用不可となるものがあればご教示をお願いいたします。	現在確認中です。第2回質問回答(10/31)時には回答予定です。
16	要求水準書	149	第2編 第4章	4.1	4.1.9	非常用発電設備	要求水準書に「力率80%(遅れ)」の記載がありますが、CGSではメーカーの製品仕様にて力率80%を超える値となっているものが多く、力率が高い方が効率が良くなります。80%指定では、選定が難しいため、80%を超える力率を採用させて頂きたくお願いいたします。	提案を可とします。
17	要求水準書	149	第2編 第4章	4.1	4.1.9	非常用発電機	非常用発電機の常用発電出力の考え方について 前提条件として、要求水準書において、 「非常用電源設備は、非常用発電装置を兼ねたCGSを計画し、CGSで発電した電力を場内の消費電力の一部に充てることで、ごみ(バイオマス)を原料とした蒸気タービン発電機由来の売電電力量の増強を図る」とFITの認定発電設備以外の消費電力供給を目的とした運用のご指示を頂いています。 また、関連する質疑回答No.132において、「コージェネレーション(CGS)は焼却施設稼働時(全炉停止を除く)に運転する。」と破砕施設への電力供給を意図された運用となっていないように考えます。 これらのご指示を合わせると、非常用発電機の常用発電出力は焼却施設稼働時の非認定設備動力、すなわち「焼却棟及び管理棟の建築動力の合算」を目標として常用発電出力を設定するものとの解釈でよろしいでしょうか。	要求水準書に対する質問への回答No.132の意図を補足します。この回答は、破砕施設への電力供給を意図するとともに、破砕施設の稼働日に限らず、焼却施設稼働日にはCGSを活用したい意図があります。 なお、今回のご質問並びに要求水準書に対する質問への回答No.130においてご質問されている非常用発電機の運用については、経済産業省に確認中です。第2回質問回答(10/31)時には回答予定です。
18	要求水準書	192	第2編 第5章	5.3	5.3.2	(9)共同溝敷設工事	施設の竣工後、共同溝本体の点検、維持・管理業務は敷設した事業者が行うことになるとは思いますが、別途工事にて設置された熱供給管、電力ケーブルなどの設備の点検、維持・管理業務については、安全管理を含め所掌範囲外と考えて宜しいでしょうか。	地域熱供給用の熱供給配管については、事業者の所掌範囲外です。 豊平・南清掃事務所及び保養センター駒岡への自営線電力ケーブルは事業者の所掌範囲となります。
19	要求水準書	204	第3編 第2章	2.2		業務実施体制(2)	本事業では豊平・南清掃事務所と保養センター駒岡に電力供給を行いますが、電気主任技術者が法令上の責任を負う施設の範囲は、本事業で整備される焼却施設、破砕施設、管理棟、計量棟との理解でよろしいでしょうか。	焼却施設、破砕施設、管理棟、計量棟のほか、豊平・南清掃事務所及び保養センター駒岡を含みます。
20	要求水準書	206	第3編 第2章	2.4	2.4.3	搬入管理(3)	自己搬入者が処理困難物を持ち込んだ際の持ち帰りの指導は、市様にて配置される搬入指導員が主体で実施されるとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。なお、混雑時等のご協力をお願いしたいと考えております。
21	要求水準書	206	第3編 第2章	2.4	2.4.3 (3)(4)	搬入管理	事業者は焼却施設及び破砕施設のプラットホーム内及びその周辺に誘導員を配置して適切な誘導、指示を行うことになっています。一方貴市は焼却施設(ダンピングボックス前)及び破砕施設(自己搬入受入貯留ヤード)に搬入指導員を配置し、自己搬入の荷卸し時に必要な監視、指示を行うと共に処理困難物が搬入された場合には処理方法を説明のうえ、持ち帰りを指導することになってます。また貴市の搬入指導員は焼却施設におけるダンピングボックスへの誘導及びダンピングボックスの操作、自己搬入貯留ヤードへの誘導、指示も行うことになってます。 上記を踏まえまして、焼却施設及び破砕施設の各プラットホームにおける貴市指導員の配置、人数と自己搬入車両に対する事業者側誘導員の役割について、貴市のお考えをご教示願います。	搬入指導員は焼却施設及び破砕施設にそれぞれ最大で6名程度配置予定です。事業者様の誘導員の役割については、混雑時等のご協力をお願いしたいと考えております。

No	書類名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
22	要求水準書	222	第3編 第2章	2.14	2.14.1	地域経済等への配慮	2019年9月3日にご提示頂いた修正版の回答別紙(36ページ)において、運営・維持管理期間における一次下請けに記載のあった※1が削除されましたが、一次下請けが構成員で地元企業の場合は、地域貢献額の加算対象外という理解で宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
23	要求水準書	222	第3編 第2章	2.14	2.14.1	地域経済等への配慮	運営・維持管理期間における地域貢献金額の加算対象企業の範囲として、SPCからの委託契約でなく、SPCから直接発注をする構成員に該当しない地元企業については、加算対象になるとの理解で宜しいでしょうか。	SPCから直接発注する内容にもよりますが、委託契約による維持管理業務であれば、第1回質問時に回答しているとおり、SPCからの1次下請けは構成員となるため、対象外となります。 委託契約ではなく、物品調達については加算対象となります。
24	要求水準書 添付資料2					敷地配置及び動線計画図 (参考)	市民持込車両が、全ての入口計量機(3基)で計量する動線となっておりますが、受付対応を考えると計量棟に接している1基になると思われます。 計量棟から離れた2基の受付対応について、市様のお考えがありましたらご教示をお願いします。	市民持込車両(要求水準書でいう未登録車)は、計量棟に接する1基を使用することでお考えください。
25	入札説明書等 に関する質問 書への回答	7	No.48				別途工事の敷地造成工事及び雨水調整池工事で使用した仮囲い及びゲートを引き継ぐ場合、リース料は本工事で見込む必要は無く、撤去処分費のみを本工事で見込むと考えてよろしいでしょうか。	仮囲いはリース品ではないため、リース料を見込む必要はありません。 別途工事の敷地造成工事で買い取りしたものを引き継ぎ使用することも可能です。 引き継ぐ場合は、引継後の維持管理、不足分の追加、破損等による取替、工事後の処分は本工事の範囲とします。
26	様式集	-	第15号-2-1(発電効率及び余剰電力量)	-	-	操炉計画	本様式の提案に際し、様式15号-2-1(別紙)に基づく発電効率および余剰電力量の提案に加えて、実際の計画条件に合わせて最適化した操炉計画とその操炉計画に合わせたタービン設計を追加提案することは可能でしょうか。	提案を不可とします。
27	様式集	-	第15号-2-1 (別紙2)			注12:	「上記ごみ質設定は、評価の参考として変更することがある。」との一文がございますが、各ごみ質にて発電量などを算定しているため、発熱量は変わらず、出現頻度や、出現日が変わるとの理解でよろしいでしょうか。 また、設計ポイントについては、実際の稼働状況を勘案して設定することと、様式中の操炉計画における年間売電量の最大化を行うことで設定することでは、どちらを期待されているでしょうか。	「上記ごみ質設定は、評価の参考として変更することがある。高質ごみ時のみ2炉運転とするような偏った稼働体制としないよう留意すること。」については、発電量を多く得るため、高質ごみ時のみ2炉運転とするような偏った稼働体制で提案された場合、年間通じて一定のごみ発熱量(9,000kJ/kg)で計算し直して評価を行う可能性があることを意味しています。 また、設計ポイントに関するご質問は、様式中の操炉計画における年間売電量の最大化を行うことで設定してください。
28	様式集	-	様式16号-2-1 (別紙1)	-	-	③地域の人材活用 (地元雇用)	運転管理業務の一部を二次下請企業に再委託する場合、当該委託範囲の金額は本欄ではなく、「④地元企業の活用、資材調達」の欄に発注業務として記載するものと考えてよろしいでしょうか。	二次下請け企業への発注金額を「④地元企業の活用、資材調達」に記載して構いません。なお、「③地域の人材活用(地元雇用)」の欄は、SPC(元請け企業)及び一次下請け企業含む本施設の運営管理体制・人員配置計画において地元雇用する人員を記載する項目のため、該当する人員は「③地域の人材活用(地元雇用)」に計上してください。また、「④地元企業の活用、資材調達」に記載する発注金額は、「③地域の人材活用(地元雇用)」と二重計上しないように注意してください。
29	入札説明書等 に関する質問 書への回答	36	-	-	-	【別紙】地域貢献金額の加算対象の範囲等について	<設計・建設業務> 市内企業が元請けとして本事業を実施することは「市内企業の活用や市内調達を考慮した」という項目に最大限配慮したものであることから、元請・下請の区別は不要と史料します。 よって、「元請企業は加算対象外とする」とありましたが、元請企業に市内企業を含む場合は、市内企業の契約金額を地域貢献金額の加算対象として認めて頂けませんでしょうか。 元請企業に入る市内企業分が加算対象にならない場合は、本事業に対する市内企業の関わり方に対する提案については、様式16号-2-1において定性的に評価するものと考えてよろしいでしょうか。	加算対象には認められません。 本事業はWTO政府調達協定の対象であるため、海外企業の参入が不利となるような入札参加資格要件を設定することは禁じられています。 地域貢献の評価項目を禁止する規定はありませんが、政府調達協定4条1項の無差別待遇を考慮し、現状のとおりとします。 評価については、様式16号-2-1を総合的に評価することと考えると考えます。
30	入札説明書等 に関する質問 書への回答	36	-	-	-	【別紙】地域貢献金額の加算対象の範囲等について	<運営・維持管理業務> 市内企業が元請けとして本事業を実施することは「市内企業の活用や市内調達を考慮した」という項目に最大限配慮したものであることから、一次・二次下請の区別は不要と史料します。 よって、一次下請けに該当する「運営・維持管理企業(構成員)」は地域貢献金額の加算対象外となっておりますが、「運営・維持管理企業(構成員)」に市内企業を含む場合は、市内企業の契約金額を地域貢献金額の加算対象として認めて頂けませんでしょうか。 一次下請に入る市内企業分が加算対象にならない場合は、本事業に対する市内企業の関わり方に対する提案については、様式16号-2-1において定性的に評価するものと考えてよろしいでしょうか。	加算対象には認められません。 本事業はWTO政府調達協定の対象であるため、海外企業の参入が不利となるような入札参加資格要件を設定することは禁じられています。 地域貢献の評価項目を禁止する規定はありませんが、政府調達協定4条1項の無差別待遇を考慮し、現状のとおりとします。 評価については、様式16号-2-1を総合的に評価することと考えると考えます。